

兵庫県立伊丹高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立伊丹高等学校

1 学校の方針

校訓「誠実・克己・忠恕」のもと信頼と愛情に徹し、誠実さに満ちた社会人になるため、高い知性、健康にして豊かな情操と力強い実践力をもつ個性の育成を目指す。

そのために、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。また「文武両道」を実践することで人間関係構築力の向上を図るとともに、いじめに向かわせないために必要な「規律」「学力」「自己有用感」の確立を目指す。いじめに関しては、防止に向けて日常の指導体制を定め、未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめとして認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

平成 25 年のいじめ防止対策推進法においていじめの定義は以下のように見直されています。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめはどこの学校にも起こりうる」という認識を教職員がもち、正しく知り、正しく考え、正しく行動することに努める。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害生徒の立場に立って行う（生徒の気持ちを重視する）。日常の学校生活を通して軽い悪ふざけや、「いじり」などでも、被害生徒のみならず加害生徒にとっても、取り返しのつかない事態に発展する可能性を含んでいることを認識させる。また、第三者の参加を図ることにより当該調査の公平性・中立性を確保し学校教育活動を担保する。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

（1）いじめの未然防止・早期発見

※職員研修の実施→いじめを見逃さない職員の意識の向上、いじめ対応スキルの向上

※部活動加入の推進→社会性の育成、規律ある生活の習得

※「いじめ対応チーム」会議→毎週 1 回実施し情報交換、個々の生徒の情報を共有

※公開授業・オープンスクール→開かれた学校

※学年保護者会の実施→学年の状況・各クラスの状況説明、学校の様子を知ってもらう

※面談週間の設定→4 月・9 月（相談の窓口を設け兆候を見逃さない、見過ごさない）

※いじめに関するアンケートの実施（6 月・10 月・2 月）→実態の調査・把握（6 月・2 月：学校生活アンケート、10 月：いじめに関するアンケート）

※チェックリストの活用

(2) いじめへの対処

※関係部署と連携をとり迅速に対応する。

※関係生徒から以下のことを聞き取り情報を把握する。

【加害者と被害者の確認】【時間と場所】【期間】【内容】【背景と要因】

※被害生徒には事実確認とともに、今の気持ちを受け入れ、解決に向けて支援する。

※被害生徒の保護者に対しては、発見したその日のうちに家庭訪問等で面談し、事実関係を伝えるとともに学校の指導方針を伝え、本人・保護者の意向を考慮し今後の対応について十分な連携をとる。

※加害生徒には「いじめは決して許されない行為である。ひいては本人の今後の社会人としての存在を危うくするものである。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ反省を促す。

※加害生徒の保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、生徒・保護者の理解のもと家庭での指導・協力を依頼する。

※周りの生徒に対しては、当事者だけの問題にとどめず、クラス・学年・学校全体の問題として考え、傍観者にならず、いじめを抑止する仲裁者、また冷静で良識ある社会人への転換を促す。

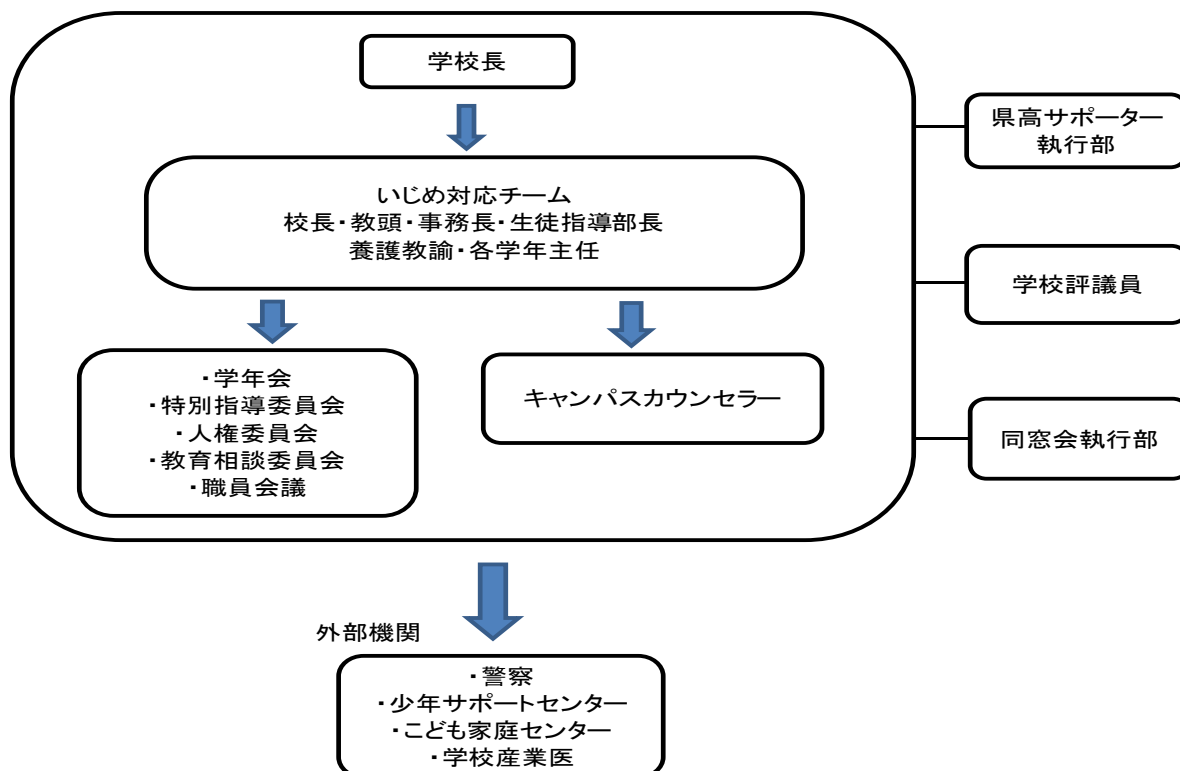
(3) 継続した指導

※いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続的に必要な指導・助言等を行う。

※被害生徒、加害生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

(4) 校内指導体制

別紙3 校内指導体制



*「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員が問題を抱え込むことがないように教職員全体で共通理解を図り迅速に対応する。

*被害生徒への対応-学年・養護教諭・生徒指導部・部活動顧問

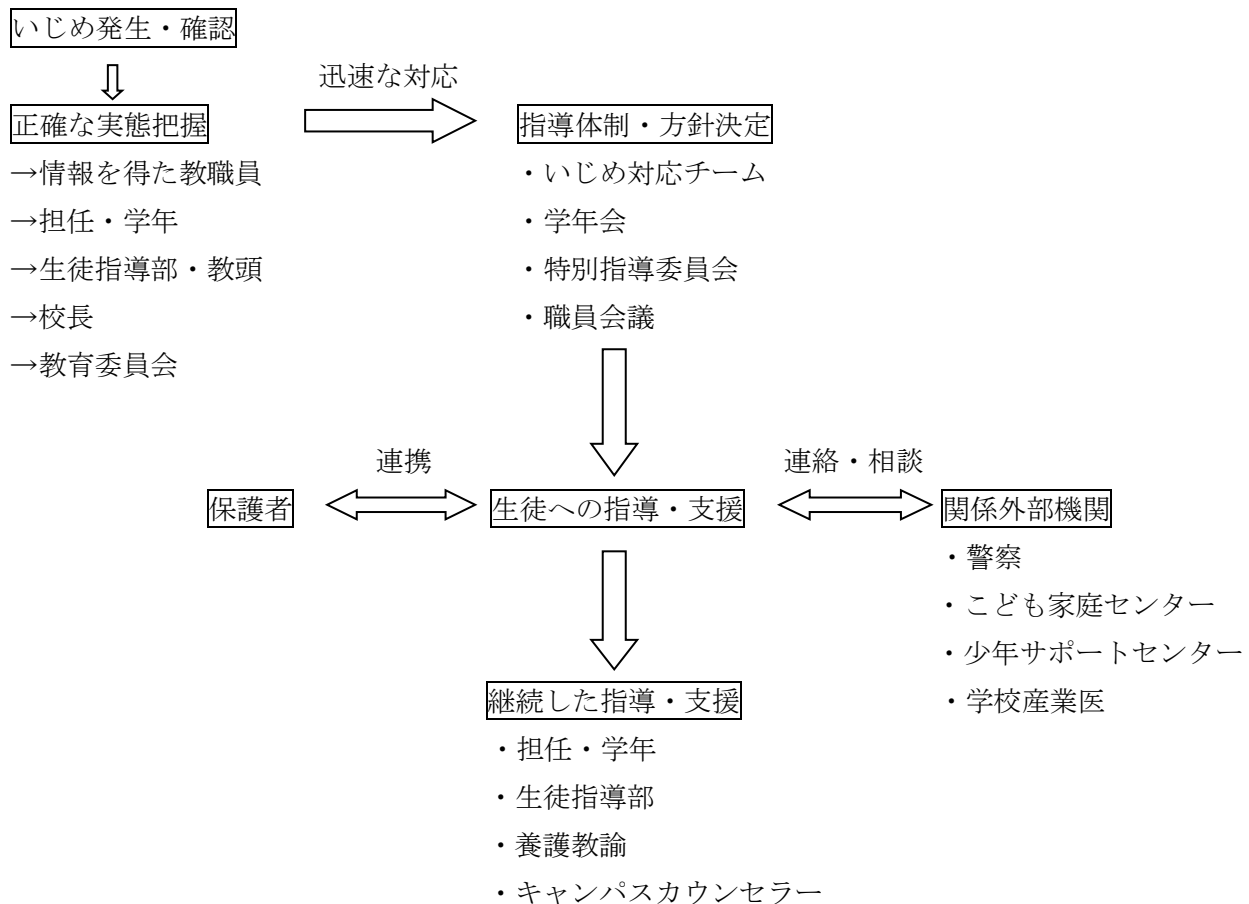
*加害生徒への対応-学年・生徒指導部・部活動顧問

*傍観者への対応-学年・生徒指導部・部活動顧問

*保護者への対応-学年・生徒指導部・部活動顧問

*マスコミへの対応-校長・教頭

(5) 組織的対応



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

※生徒が自殺を企図した場合

※身体に重大な傷害を負った場合

※金品等に重大な被害を被った場合

※精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

※一定期間連続して欠席しているような場合

※年間30日を目安とする

(2) 調査について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、警察等、関係機関と連携を図り適切に対応する。また、被害生徒の安全の確保を最優先とし以下の対応に当たる。

【調査組織の設置】

当該学年・生徒指導部・いじめ対応チーム・キャンパスカウンセラー・県高サポーター・

学校評議員・同窓会

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより当該調査の公平性・中立性を確保し学校教育活動を担保する。



【調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施】

※いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する



【いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供】

※調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する

※適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい

※関係者の個人情報に十分配慮する

※得られたアンケートなどは、被害生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等に措置が必要である



【調査結果を教育委員会に報告】

※被害生徒またはその保護者が希望する場合には、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える



【調査結果を踏まえた必要な措置をとる】

5 その他の事項

※学校基本方針が、適切に機能しているか「いじめ対応チーム」を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直す。

※年間実施計画だけでなく学校におけるすべての教育活動を通して、いじめの未然防止・早期発見に向け取り組む。

6 生徒会より

県立伊丹高校の『いじめ防止基本方針』は、いじめの防止、早期発見、対処法を定めたものです。生徒や先生、保護者だけでなく、地域や同窓会の方々など、より多くの人たちに見守って頂く仕組みになっています。

私たちは意図せず人を傷つけてしまうことがあります。つまり、「近しい人から心身に苦痛を受けるいじめ」は何処にでも起こり得るのです。こうした過ちに気付き、生徒が安心、安全に学校生活を送れるよう、いじめを自分たちの課題として向かい合っていきたいと考えています。